

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目次

- ◇規 則 県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則
- ◇数委規則 鳥取県営屋内プールの管理に関する規則

規 則

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十八号

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「県営武道館等」を「県営社会体育施設等」に改める。

第一条中「鳥取県営武道館」を「鳥取県営社会体育施設」に、「県営武道館等」を「県営社会体育施設等」に改める。

第二条中「県営武道館等」を「県営社会体育施設等」に改め、同条の表の鳥取県営鳥取武道館及び鳥取県営米子武道館の項の次に次のように加える。

鳥取県営屋内プール	施設使用料
	一 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 二 その他水泳の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。

第三条中「県営武道館等」を「県営社会体育施設等」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年九月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)の規定に基づき、鳥取県営屋内プール(以下「屋内プール」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 屋内プールの開館時間は、午前十時から午後八時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 屋内プールの休館日は、次のとおりとする。

一 水曜日

二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第四条 屋内プールを一般利用の方法で利用しようとする者は、教育委員会が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

2 屋内プールの水泳コースを専用利用の方法で利用しようとする者又は研修室を利用しようとする者は、様式第一号による利用申込書をその利用の日の七日前までに教育委員会に提出しなければならない。

3 屋内プールの水泳教室に参加しようとする者は、あらかじめ様式第二号による参加申込書を教育委員会に提出しなければならない。

(利用券等の交付)

第五条 教育委員会は、屋内プールの利用の許可をしたときは、一般利用の方法で利用する者に対しては様式第三号による利用券を、水泳コースを専用利用の方法で利用する者又は研修室を利用する者に対しては様式第四号による利用許可書を、水泳教室に参加する者に対しては様式第五号による参加証を交付するものとする。

(行為の制限等)

第六条 屋内プールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 屋内プールの施設設備を汚損し、又はそのおそれのある行為

二 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為

三 その他教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、屋内プールへの入館を拒むことができる。

(利用の制限)

第七条 教育委員会は、屋内プールの著しい混雑その他の事由により屋内プールの円滑な利用に支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(監督)

第八条 教育委員会は、屋内プールの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、屋内プールの利用の許可を受けた者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第九条 教育委員会は、屋内プールの利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。

二 前条の命令又は指示に従わないとき。

(使用料の減免の申請)

第十条 屋内プールの使用料の減免を受けようとする者は、様式第六号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、屋内プールの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和五十五年九月一日から施行する。

様式第一号 (第4条関係)

鳥取県営屋内プール水泳コース専用利用 (研修室利用) 申込書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県営屋内プールを利用したいので、申し込みます。

郵便番号□□□□-□□

申込者 住 所

氏 名

電話番号

㊟

専用する水泳コースの数は研修室	
利用の目的	
利用予定人員	人
利用の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日 時
会場責任者	氏 名
	住 所
暖・冷房の要否	要・否
備 考	

様式第2号 (第4条関係)

鳥取県営屋内プール水泳教室参加申込書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県営屋内プールの水泳教室に参加したいので、申し込みます。

郵便番号 -

申込者 住所

氏 名

電話番号

㊦

水泳教室の種類	一般 (特別) 水泳教室		水泳教室
	氏 名	(年齢)	
参 加 者	住 所	電話番号	
	氏 名	(年齢)	歳
	住 所	電話番号	
泳 力 等			
備 考			

備考 「泳力等」欄は、参加者の泳力及びこの水泳教室に参加する目的等を詳細に記入すること。

様式第3号 (第5条関係)

利 用 券

その1 個人用

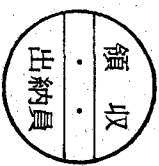
No. _____	No. _____
<input type="radio"/> 個人利用券控	<input type="radio"/> 個人利用券
年 月 日	年 月 日
鳥取県営屋内プール	

- この券に領収印の無いものは使えません。
- この券が使えるのは、本日までです。
- 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

裏

備考 1 印の表示は、次のとおりとする。

- 幼児..... (幼)
 - 児童又は中学校の生徒..... (小中)
 - 高等学校の生徒..... (高)
 - 学生又は一般人..... (一般)
- 2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

その2 団体用

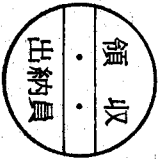
No. _____					No. _____				
団体利用券控					団体利用券				
区	分	料金	人員	金額	区	分	料金	人員	金額
幼	児	円	人	円	幼	児	円	人	円
児童又は中学校の生徒					児童又は中学校の生徒				
高等学校の生徒					高等学校の生徒				
学生又は一般人					学生又は一般人				
計					計				
年 月 日					年 月 日				
					鳥取県営屋内プール				

表

裏

- この券に領収印の無いものは使えません。
- この券が使えるのは、本日だけです。
- 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

備考 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第4号 (第5条関係)

鳥取県営屋内プール水泳コース専用利用 (研修室利用) 許可書

住所

氏名

股

次のとおり鳥取県営屋内プールの利用を許可します。

年 月 日

職氏名 回数

専用する水泳コースの敷又は研修室	
利用の目的	
利用予定人員	人
利用の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日 時
会場責任者	氏名 住所 電話番号
使用料の額	円
摘要	

様式第5号 (第5条関係)

水泳教室参加証

その1 一般水泳教室用

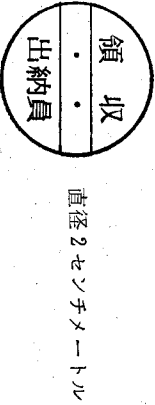
No. _____ 一般水泳教室参加証
 No. _____ 一般水泳教室参加証
 水泳教室の種類 水泳教室 年月日発行
 氏名 住所 (年齢) 歳
 期間 年月日 日から (毎週 曜日)
 鳥取県営屋内プール

裏

1 この参加証に領収印の無いものは使えません。
 2 この参加証は、表に書いてある水泳教室に参加する
 8 ときのほかは使用できません。
 この参加証は、入館するとき係員にみせてください。
 4 この参加証は、記名者のほかは使用できません。
 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
 6 この参加証をなくしたり、破つたり、汚したときは、
 は、すぐに届けてください。

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 幼児..... 幼
 - (2) 児童又は中学校の生徒..... 小中
 - (3) 高等学校の生徒..... 高
 - (4) 学生又は一般人..... 一般
- 2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



その2 特別水泳教室用

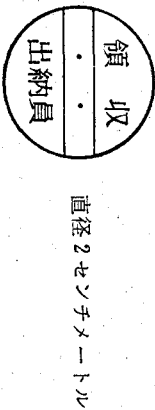
No. _____ 特別水泳教室参加証
 No. _____ 特別水泳教室参加証
 水泳教室の種類 水泳教室 年月日発行
 参加者 氏名 (年齢) 歳
 住所 氏名 (年齢) 歳
 住所
 期間 年月日 日から (毎週 曜日)
 鳥取県営屋内プール

裏

1 この参加証に領収印の無いものは使えません。
 2 この参加証は、表に書いてある水泳教室に参加する
 8 ときのほかは使用できません。
 この参加証は、入館するとき係員にみせてください。
 4 この参加証は、記名者のほかは使用できません。
 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
 6 この参加証をなくしたり、破つたり、汚したときは、
 は、すぐに届けてください。

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 短期児童教室..... 短
 - (2) 親子教室..... 親
- 2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



様式第6号 (第10条関係)

鳥取県営屋内プール使用料減免申請書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県営屋内プールの使用料を減免してくださるよう申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名



専用する水泳コース の数又は研修室	
利 用 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日 間
使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 の 額	円
減免を必要とする理由	